

議事要旨(3) 税効果会計専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長より、税効果会計専門委員会における検討状況について概略の説明があり、続いて前田ディレクターより、説明資料[審議事項(3)-2]に基づき詳細な説明があった。

説明に対する委員等からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見があった。
 - 監査委員会報告第 66 号が実務に定着していること等を踏まえ、例示区分の取扱いを撤廃しないことに賛成する。
 - ただし、監査委員会報告第 66 号の規定が硬直的に運用されているという懸念が聞かれることから、例示区分の判断要件について、過去の業績を過度に重視していることや、当期末時点における事象に焦点を当てているものがあることを見直すことが必要と考える。また、見積可能期間について、企業が実態を反映できるようにすることが必要と考える。

- ある委員より、次の意見があった。
 - 例示区分の取扱いについては、実務に定着していることに鑑みると、大幅な見直しを行わないことに同意する。ただし、硬直的な運用にならないように、繰延税金資産の回収可能性に係る原則的な考え方を示したうえで、例示区分はその判断の参考と位置付けることが考えられる。
 - 回収可能性の判断要件に関する論点への対応により、企業がその実態を踏まえて判断できるようになるため、比較可能性が低下するとの懸念は当たらないのではないかと。
 - 見積可能期間については、企業の実態を反映した判断ができることが重要であり、年数を示すことが適切かどうか、疑問を感じる。

- ある委員より、次の意見があった。
 - 監査委員会報告第 66 号について、大幅な変更がないことが望ましい。今回の見直しの議論が、繰延税金資産の回収可能性に関する運用が見直される契機になることでも問題意識に対応することになると考える。そのために、従来の規定を踏襲した理由を、結論の背景において十分に説明することが考えられる。なお、仮に今回の見直しで不十分な点があれば、将来的に再度見直しを行うことも考えられる。

- ある委員より、次の意見があった。

- 監査委員会報告第 66 号は実務において大きな役割を果たしており、例示区分の取扱いを含め、その規定は大幅に変更しないことが適切である。
 - 過去及び将来の考慮に関する論点について、将来の業績予測等を考慮することが望ましいことは理解するが、検証する側である監査人としては過去の実績をベースにする必要がある点は理解いただきたい。
 - 監査委員会報告第 66 号の規定を見直す際には、監査実務において運用できるかどうかについても検討する必要がある。
- ある委員より、次の意見があった。
- 開示について、見積可能期間を 5 年とする理論的根拠がないことを踏まえると、5 年を超えて回収可能性があると判断した場合に開示規定を追加的に設けるという対応は適切とは考えられない。いかなる開示が有用であるかを検討する必要があるが、開示の必要性については 5 年を超えるかどうかに関わらず同じではないか。
- ある委員より、次の意見があった。
- 例示区分の取扱いについては、実務に定着していることから、撤廃しないことが適切であると考ええる。
 - 監査委員会報告第 66 号が硬直的に運用されており、例示区分 3 号及び 4 号ただし書きに該当する場合に、5 年を超える期間の課税所得を見積ることが認められていない点は見直す必要がある。近年増えてきた人件費等の固定費を削減するリストラクチャリングが行われた等、個々の企業の実態に応じて反証できることが必要と考ええる。
 - スケジューリング不能な将来減算一時差異については、解消する時期が特定できなくても回収できないとは限らず、回収可能性がある場合には繰延税金資産を計上すべきであるから、その取扱いを見直す必要がある。
- ある委員より、次の意見があった。
- スケジューリング不能な将来減算一時差異については、特に上場株式の減損損失に係るものの場合に、売却による一時差異の解消時期が特定できないから回収できないということにはならないと考えている。重要性があることから、対応を図る必要がある。
 - 例示区分の判断要件については、検証のために過去の実績をベースにする必要があることは理解しているものの、要件に段差がある部分について見直しが必要ではないか。例えば企業が過去に予測していたとおり欠損金が発生したのであれば、繰越欠損金が存在していても将来の課税所得を合理的に見積ることができることになるのではないかと考えられ、こうした点を判断要件に織り込むことを検討してい

ただきたい。

- あるオブザーバーより、次の意見があった。
 - 例示区分の判断要件については、単に過去の業績に基づくのみではなく、過去の予測と実績を比較して乖離した程度を考慮できることが適切である。

- これらの意見に対して、事務局からは、以下のコメントがあった。
 - 監査委員会報告第 66 号の規定が硬直的に運用されており、企業の実態を反映した判断ができるようにすべきとの問題意識が聞かれている一方で、例示区分を撤廃せず、一定の画一性を求める意見も聞かれており、適切なバランスになるように検討する必要がある。また、監査上の取扱いを会計基準に移管するための文言の変更によって、規定の受け止めかたや運用が影響されると考えられる。これらを踏まえつつ、今後、具体的な対応案を検討していきたい。

以 上